

「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部修正について

修正事項

- 「(参考) 感染症対策に資する公表情報」において紹介している、「厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」」のHP掲載情報が修正されたため、該当箇所について当該修正を反映

主な修正箇所

95-96 ページ

- 3. モノに付着したウイルス対策 6. 亜塩素酸水
・ <使用方法>に関する記載について下記下線部分を追記

<使用方法>

1. (略)
2. 清拭する場合、遊離塩素濃度 5ppm (5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm (10mg/L)) 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭 (拭いた後数分以上置くこと。) してください。その後、水気を拭き取って乾燥させて下さい。
3. 浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度 5ppm (5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm (10mg/L)) 以上の亜塩素酸水に浸漬 (数分以上浸すこと。) し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させてください。
4. (略)